# 平成19年

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会

平成19年11月16日

# 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会会議録

# 平成19年11月16日(金曜日)

# ○議事日程・場所

平成19年11月16日 午後3時 開議

於:ホテルコスモ横浜「ジラフ」

日程第 1. 広域連合長あいさつ

日程第 2. 議席の指定

日程第 3. 選挙第5号 副議長の選挙について

日程第 4. 会議録署名議員の指名

日程第 5. 会期の決定

日程第 6. 報告第2号 専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報 公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条 例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 7. 議案第18号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 制定について

日程第 8. 陳情第1号~第9号 陳情第1号~陳情第9号について

#### ○本日の付議事件

日程第1~8 議事日程に同じ 日程第9(追加) 閉会中継続審査

# ○出席議員(16人)

1番	大	島		明
2番	<u>\f\</u>	野	千	秋
3番	志	村		勝
4番	稲	垣		稔
5番	Щ	原	栄	_
8番	青	木	克	喜
9番	青	木		茂
10番	林			茂
11番	佐	藤		茂
12番	畑	野	鎮	雄
13番	松	本		研
14番	高	梨	晃	嘉
15番	中	島	憲	五.
18番	山	下		薫
19番	吉	尚	和	江
20番	塚	本	昌	紀

# ○欠席議員(4人)

6番 大 野 眞 7番 関 戸 順 雄 16番 大 滝 正 内 17番 雄 田 重

# ○説明のため出席した者

広域連合長 石 渡 德 副広域連合長 島 村 俊 介 事務局長 大 森 寿 雄 事務局次長 相 Ш 稔 会計担当課長 諏 佐 吉 則 高齢者医療担当課長 兼財務担当課長 髙 田 邦 夫 高齢者医療担当課長 榎 本 操 電算担当課長 田 利 夫 П

# ○職務のため出席した者

書記長 齌 藤 慶 彦 書 記 安 達 友 彦 書 記 白 Ш 憲 書 野 記 高 隆裕 書 記 桑原田 久 子

#### ○議長(佐藤茂君)

皆様、こんにちは。 議長を務めます佐藤茂でございます。

着席をいたしたまま進行させていただきます。

ただいまの出席議員は15名でございます。

内田重雄議員、大野眞一議員及び関戸順一議員から欠席の届け出がございました。

志村議員と大滝議員は遅参されます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会を開会いたします。直ちに本日 の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議案書の3ページの議事日程表のとおりですので、よろし くお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

\_\_\_\_\_\_

#### ○議長(佐藤茂君)

日程第1、「広域連合長あいさつ」を行います。

広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

石渡広域連合長。

#### ○広域連合長(石渡德一君)

皆様、こんにちは。広域連合長の石渡でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合臨時議会が開かれるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成19年広域連合議会の第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙の中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の広域連合議会臨時会におきましては、保険料の算定や保健事業など、後期高齢者医療制度の根幹となる重要な議案を提出させていただいております。

議案等の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、何とぞよろしくご審議 をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

\_\_\_\_\_

# ○議長 (佐藤茂君)

次に日程第2、「議席の指定」を行います。

新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により、5ページの議 席表のとおり、私から指定いたします。

\_\_\_\_\_

# ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第3、選挙第5号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に 林茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました 林茂議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 林茂議員が議場におられますので、本席から会議規則 第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長から、自席でごあいさつをいただきたいと思います。

林茂副議長。

#### ○副議長(林茂君)

ただいま、ご推挙いただきまして、副議長という要職につかせていただくことになりました 林茂でございます。

もとより微力ではございますが、皆様方のご協力とご指導を得ながら、この広域連合議会が 住民の負託にこたえ、議会の運営を十分円滑に行っていくよう努力をさせていただきます。 どうぞ、連合長をはじめ議員の皆様方のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、就任 のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

# ○議長(佐藤茂君)

副議長どうもありがとうございました。

#### ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、

山原栄一議員及び山下薫議員を指名いたします。

\_\_\_\_\_

#### ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第5、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

# ○議長(佐藤茂君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、議事日程にはございませんが、本日議場配布いたしました「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成19年7月分と8月分の例月現金出納検査が実施され、その結果について、議長あて報告がありましたので、私からご報告申し上げます。

\_\_\_\_\_

#### ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第6、報告第2号「専決処分の報告について(神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

大森事務局長。

#### ○事務局長(大森寿雄君)

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが8ページをご覧ください。

これは、平成19年10月1日に郵政民営化法が施行されたことに伴い、9ページ及び10ページにございますように、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に規定されている日本郵政公社の文言を削除するため、専決処分したことを報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

\_\_\_\_\_\_

### ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第7、議案第18号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

石渡広域連合長。

長くなるようでしたら、ご着席のまま説明をいただいて結構です。

○広域連合長(石渡徳一君)

ありがとうございます。若干長くなりますので着席をお許しいただいてご説明をさせていた だきます。

議案第18号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。議案書の11ページをご覧ください。

本件につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律第7条の規定に基づく老人保健法の一部改正により、平成20年4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を定めるため提案するものでございます。

本条例の概要につきまして、ご説明申し上げますので、12ページをご覧ください。

「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について、お手元の資料により、ご説明申し上げます。

事前に送付いたしました議案書につきまして、追加・修正がございましたので、正誤表を議 場配布させていただいておりますので、あわせてご参照ください。

条例につきましては、政省令及び厚生労働省から示された条例参考例をもとに作成したものでございます。

条例の全文を、12ページから21ページに、お示ししてございますが、ここでは、主な条 文について、ご説明させていただきます。

第1章総則についてでございます。

第1条において、神奈川県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療業務について、法 令で定めるもののほか、この条例に定めるところによることを規定しております。

第2章後期高齢者医療給付についてでございます。

第2条ですが、被保険者の死亡のときは、葬祭費として、5万円の支給を定めたものでございます。

第3章保険料についてでございます。

第3条から第5条は、保険料の賦課額等の計算方法を示したものでございます。

14ページをご覧ください。

第6条でございますが、所得割率及び被保険者均等割額の適用について、広域連合の全区域で均一といたします。

第7条は、被保険者ごとの所得に応じてご負担いただく所得割の料率でございますが、平成20年度及び21年度の所得割率につきましては、100分の7.45といたします。

また、第8条は、被保険者お一人ずつにご負担いただく被保険者均等割額についての規定で ございますが、平成20年度及び21年度の被保険者均等割額は3万9,860円といたしま す。

第9条でございますが、お一人あたりの保険料の賦課限度額を50万円といたします。

第10条及び15ページの中ほどにございます第11条は、保険料の賦課総額並びに賦課期

日後の資格取得等の場合の保険料額の算出方法を定めたものでございます。

第12条は、所得の少ない方に係る保険料の減額についてでございますが、被保険者本人と 世帯主等の所得の合計が一定の金額以下の場合に、第1項第1号から第3号において、被保険 者均等割額を7割、5割、2割を軽減することを定めたものでございます。

17ページをご覧ください。

第13条は、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額についてでございますが、制度加入時から2年間、被保険者均等割額を5割軽減することを定めたものでございます。

第14条、第15条は保険料の額の通知方法や徴収猶予の基準を定めたものでございます。

18ページをご覧ください。

6行目の第16条でございますが、保険料の減免の基準を定めたものでございます。

第1項第1号で、震災、風水害等の災害にあった場合、

第1項第2号で、刑事施設に収監されるなど法定給付制限に該当した場合、

第2項で、世帯主の死亡や長期入院、失業などにより、生活が困窮し保険料を納付すること ができないと認められる者に対する減免について規定しております。

第3項及び第4項では、減免の申請手続き等を定めております。

第17条から第20条につきましては、保険料に関する申告や納付等の方法を定めたもので ございます。

20ページをご覧ください。

第4章保健事業についてでございます。

第21条は、被保険者の健康の保持増進のため、健康診査事業の実施について定めたもので ございます。

第5章雑則についてでございます。

第22条は、この条例の施行に必要な事項について、広域連合長への委任を定めたものでございます。

続きまして、第6章罰則についてでございます。

第23条から第27条は、被保険者の虚偽の届出や不正な行為等に対して、過料を定めたものでございます。

最後に、附則についてでございます。

第1条は、施行期日を平成20年4月1日と定めたものでございます。

21ページをご覧ください。

第2条は、公的年金等所得に係る保険料賦課の特例について定めたものでございます。

最後に、本日、議場配布いたしました正誤表の1ページをご覧ください。

これは、新たに保険料負担が生じる被扶養者の保険料につきまして、議案発送後に、国において、さらなる軽減措置が示されたことに伴うものでございます。

第3条から第5条が、新たに保険料負担が生じる被扶養者の保険料軽減について、今般、国

において示された追加措置に伴う規定でございます。

内容としましては、条例本文第13条に定める、制度加入時から2年間の均等割5割軽減について、平成20年4月から9月までの半年間はこれを徴収せず、平成20年10月から21年3月までの半年間は9割軽減いたします。

これにより、平成20年度における被扶養者の保険料負担は本来の保険料額の20分の1となり、20分の19が軽減されることになります。

以上で、議案第18号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に ついての提案説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長(佐藤茂君)

それでは、議案第18号について、質問通告がありましたので、順次質問を許します。 最初に、高梨晃嘉議員から通告がありましたので、質問を許します。 高梨晃嘉議員。

#### ○14番議員(高梨晃嘉君)

14番の高梨でございます。早速通告に従って質問させていただきたいと思います。

今回提案されました条例、来年の4月から制度実施に当たって法令に定めるもの以外のものについて、神奈川県において、その2ヵ年の保険料率あるいは葬祭費の支給、保健事業、こういうふうに定めるものだというように承知をしております。中でも保険料についてですね、いくらになるのかということについては、マスコミ報道などもあって県民の皆様も大変関心を寄せておられることだと思います。制度を円滑に運営していくためにもですね、住民のみなさんにしっかりと説明を丁寧に行っていく必要があろうかと思います。その点で事務局長に5点ほどお伺いしたいと思います。

今回の保険料算定において神奈川県では国の試算よりも高くなっているわけでございますけれども、理由をお聞きいたしましたら、保険料算定の対象となる費用として医療給付費の他に神奈川県独自に設定した葬祭費などの項目が含まれた結果だというようにご回答といいますか、お聞きいたしました。そこで保険料算定においてですね、医療費給付の他にどのような事業をいくらぐらいの費用で見込んでいるのかお伺いしたいと思います。また、国の試算が全国平均で年間7万4,400円、こういう試算があるわけでございますけれども、国の試算と同じ条件で比較した場合にはどの程度の差があるのか、これについても教えていただきたいと思います。

次に条例案の21条に定める健康診査事業についてお伺いをいたしたいと思います。

これまで市町村において国・県そして市町村などの公費によって基本健康診査事業として実施されてきているところでございます。このような健康づくり事業については、それぞれの市町村における実施率あるいは健康診査項目、取り組み状況等かなりバラつきがあることは承知をしているところでございますけれども、今後は保険料を財源とするということで神奈川県内で一定の標準的な実施水準などを定めていくことになるものではないのか、こう思っておりま

す。健康保健事業費2ヵ年で大体15億円を見込んでいるということをお聞きいたしましたけれども、後期高齢者に対する健康診査の内容、これについてお伺いをしたいと思います。また、対象者の範囲、これをどういうふうにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。また、健康診査をどのように実施していくのかについてもお聞かせいただきたいと思います。健康を保持増進する点においてもこの健康診査事業等の実施は極めて重要であるというふうに認識しております。今回の制度設計の当初ですね、この健康診査事業の実施については保険料で賄え、75歳以上はですね、そういった国の考え方が示されていたのを記憶しているわけでございますけれども、市町村の他、国の責任においてこの健康診査事業の実施についても財政支援措置が講じられてしかるべきだとこのように考えております。

9月初めにですね、神奈川県を含めて一都三県が今申し上げた点につきまして国に緊急要望した、このように伺っているわけでございまして、この国に対する一都三県の要望、具体的にどういう内容のものなのか、そしてこれは9月でございますから、現時点においてどのような成果が現れているのか、この点についてもお知らせをいただきたいと思います。

本日は変更・追加後の条例案についてもあわせて連合長からご説明をいただきました。健康保険などの被扶養者で新たに後期高齢者医療制度で保険料を負担することになる方について、制度加入時からの2年間の軽減措置に加えて、さらに国において半年の保険料負担の凍結、こういった措置が図られる、ということでございます。そこで、新たに後期高齢者医療制度で保険料を負担することになる被扶養者8万3,000人というふうにお聞きしているわけでございますけれども、今回の保険料負担増の凍結措置に関わる保険料算定への影響額、これはいくらほどになるのかお知らせいただきたいと思います。また、第12条でご説明いただきました、低所得者に関わる法定減額、7割・5割・2割こういうふうにお話ございましたけれども、それぞれこの法定減額についていくらになるのか、そしてその対象者は何人と見込んでいらっしゃるのか、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

最後に後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度と異なって保険料を徴収して独立した医療制度として運営するものでございます。住民生活に影響が大変大きい制度改正だというふうに受け止めております。このため、被保険者の他に医療機関等への制度周知など極めて今後の課題として重要な点がいささかあるわけでございますけれども、現時点で住民の方々が、先だって私の方にも広域連合のリーフレットが届きましたけれども、これから地域の方にも配布されていくのかなと思いますけれども、依然としてこの制度に現時点で住民の方々の認識や理解がされているとは言い難い、このように受け止めております。そこで制度周知について前回もいろいろと質問させていただきましたけれども改めて今後どのように行っていくのか、市町村との役割分担あるいは連携体制、どのようにお考えになっているのか、以上5点についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

#### ○議長(佐藤茂君)

それでは、ただいまの高梨議員からの質問に対しまして、事務局より答弁をお願いいたしま

す。

大森事務局長。

○事務局長(大森寿雄君)

議案第18号関連のご質問をいただきました。

神奈川県広域連合の保険料算定における費用等についてですが、平成20年度、21年度の2か年の合計でみますと、医療給付費にかかるもののほか、被保険者の死亡に際して葬祭費を1件5万円支給する費用約50億円、保健事業として、被保険者の10%程度の方を対象として健康診査を実施する費用約15億円、神奈川県に設置する財政安定化基金への法定の拠出金や診療報酬にかかる審査支払い手数料約57億円を見込んでおります。これらの費用を除き、国の試算と同じ条件で比較いたしますと、保険料の月額換算6,180円程度となり、国の試算の6,200円とほぼ同じ水準になります。

後期高齢者に対する健康診査についてでございますが、75歳未満の方に対する健診の必須項目と同じ項目、具体的には問診、身長・体重等の計測、中性脂肪、空腹時の血糖、尿蛋白などについて、住民にとって身近な市町村の医療機関などにおいて実施いたします。

対象者は、被保険者の10%程度を対象とし、医療機関を受診されていない方など健診が必要と認められる方を想定しております。

国に対する一都三県の広域連合としての要望の主な内容でございますが、保健事業への国の 財政支援、システム構築費に必要な国の財政支援、国庫負担金等の速やかな交付、調整交付金 の別枠交付などにつきまして、東京都、千葉県、埼玉県、あと神奈川の一都三県で共同して、 国への緊急要望を行いました。

現時点における成果としましては、保健事業に対する助成費が、国の平成20年度概算要求において30億円程度が計上されたほか、広域連合の財政運営が安定的に行われるように、国庫負担金等を前倒しして交付することについて検討されております。

なお、調整交付金の別枠交付については、法改正を伴うものであり、調整交付金による全国 の財政調整の仕組みについて、見直される予定はありません。

被扶養者であった方に対する保険料負担増の凍結措置に係る影響額につきましては、神奈川 県においては約15億円となっております。この全額を国が負担することとされていますので、 保険料算定への影響はございません。

また、低所得者にかかる法定の保険料減額でございますが、世帯の状況に応じて、被保険者 均等割額の7割、5割、2割を軽減する措置が講じられております。例えば7割軽減の場合、 対象者は約23万人で均等割額が1万1,958円、5割軽減の場合、対象者は約1万人で均 等割額が1万9,930円、2割軽減の場合、対象者は約4万人で均等割額が3万1,888 円の負担となり、軽減対象者は、全体の4割程度で、20年度は合計約28万人を見込んでおります。

制度周知についてでございますが、広域連合においては、10月末の国の政省令公布を受けて、11月に制度周知用のリーフレットとポスターを作成し、市町村や医療機関等へ配布しております。来年3月頃、あらためてポスターとパンフレットを作成・配布するとともに、被保険者証の発送時に制度案内小冊子を同封する予定でございます。また、市町村においては、リーフレットやポスターの窓口への設置や住民説明会等での配布、すべての市町村における広報紙を活用した一斉広報等を実施してまいります。今後とも、国、県、市町村及び広域連合相互で連携・協力しながら、住民が円滑に新しい制度に移行できるよう、より一層の制度周知に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。

#### ○議長(佐藤茂君)

高梨議員ただいまの答弁に対して何かございますか。 高梨議員。

#### ○14番議員(高梨晃嘉君)

すいません、健診、健康診査の関係でどのように実施していくのかという点で先ほど対象者の被保険者の10%程度、そしてその病気というか通院というかにかかっていない者というところがどのように実施していくという答弁なんですか。ちょっとその辺がわかりづらかったんで、改めてお聞かせいただきたいと思います。

そしてですね、いずれにしても今後に向けてですね、先ほどいろいろお話いただきました被 扶養者への軽減措置、保険料の措置を含めてですね、制度趣旨の内容を十分周知をしていた だくように要望して私の質問をとりあえず終わらせたいと思います。

#### ○議長(佐藤茂君)

では、最初の方の質問だけ大森事務局長お願いいたします。

#### ○事務局長(大森寿雄君)

健康診査につきましては、あくまで住民に一番身近な市町村で実施をしていくということでやっていきたいと考えておりまして、現在33市町村とどのような形で健康診査をやったらいいかといろいろ話し合いを行っている最中でございます。このような形で、実施はあくまで市町村で行うという基本姿勢でやっていきたいとこう考えております。

#### ○議長(佐藤茂君)

高梨議員の方から要望もございましたので受け止めていただきたいと思います。 次に吉岡和江議員から通告がございますので質問を許します。

吉岡議員どうぞ。

# ○19番議員(吉岡和江君)

座ったままで失礼いたします。それでは通告に従いまして条例関連についての質疑をさせて いただきます。

この間、条例、特に保険料を決める上でいろいろな要望なり一般質問も行ってまいりました。 いよいよ条例となりまして、保険料の問題が始まったわけでございまして、まずは保険料の関 係について伺いたいと思います。

ちょっと重なる部分もあるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

政府は当初、保険料の全国平均が年収、厚生年金受給者の平均で208万円で年7万4,400円、月6,200円と説明してきました。今回の県広域連合の条例案では県内平均年金収入額224万円の方で保険料が年9万2,750円、月7,730円、これを考えますと1万8,000円以上の大幅なアップでございます。政府が示していた、全国平均年金収入208万円と比べましても年8万830円、月6,730円と6,430円の増加となっております。神奈川県の保険料は国が示していた厚生年金受給者年金年間208万円と比してなぜ高いのか。東京都は均等割額3万7,800円で所得割6.56%、年間7万3,880円、千葉県は均等割額3万7,400円で所得割7.12%、年間7万6,500円と比べましても、神奈川県は均等割額3万9,860円で所得割7.45%、年間8万830円と高くなっております。この原因をどう考えていらっしゃるのか。もう一点は、現在それぞれの市町村国保と比べてどういうふうになるのか。例えば鎌倉の国保で考えますと、厚生年金全国平均年金額208万円では年で1万6,270円、月で1,350円多くなっております。

また、もうひとつ、保健事業への実施への保険料の影響について伺います。今回、来年度から74歳以下の方も健診事業は国民健康保険や共済保険などの保険者健診となり、保険料が上がることが心配されております。今まで一般財源で健診保健事業をやってきたわけですから一般会計から繰り入れるべきだと考えております。この後期高齢者の保健事業は実施することは評価いたしますが、保険料上昇につながると考えております。この影響について伺いたいと思います。

財政問題について伺います。特に調整交付金との関係で伺います。

全国一人当たりの旧ただし書き所得は55万円、神奈川県の一人当たりの旧ただし書き所得は86万6,000円と全国平均より高い結果、国からの調整交付金は40%カットされたと聞いております。調整交付金が満額収入として入らないことから、神奈川県でどれくらい影響が出たのか影響額及びその結果、保険料は一人当たりいくらぐらい上昇したのか伺います。

神奈川県広域連合長は首都圏一都三県で国に対して9月12日、厚生労働大臣に対して保健事業への財政支援、制度周知、システム構築費に見合った財政支援、国庫負担金等の速やかな交付、調整交付金の別枠交付等6項目の財政支援等緊急要望を出しておりますが、重なりますが、回答があったのか伺います。

東京都では調整交付金が42%減額され、2年間で450億円の影響があり、結果として1 人当たり保険料が2万円上昇し、11万2,000円となることから保険料の軽減対策が必要 と考え、特別対策を取ると聞いております。東京都の特別対策の内容は、保険料対象経費の中から、葬祭費は各団体の政策判断に、これが約34億円、審査手数料34億円、財政安定化基金拠出金約8億円、収納率による保険料上乗せ部分約24億円については区市町村が一般財源で補填するという総額100億円の特別対策の内容であります。その結果保険料は1人当たり約1万円減額され10万2,900円に軽減となります。それでも19年度国保の保険料の水準より高い状況で、さらに低所得者への対策が必要としております。さらに東京都と相談して来年1月の議会に低所得者対策を盛り込んだ条例案を出すとも言っております。東京都広域連合は独自で広域連合として国に対して10月12日緊急要望書も出しております。神奈川県広域連合も国に調整交付金は12分の1を補助するよう緊急要望書を出しておりますが、調整交付金が満額来ない分保険料は上昇しております。74歳以下の国民健康保険より多くなり、さらに世帯ではなく一人一人が保険料を支払うことからも高齢者の負担は大変重くなっております。国に財政負担の要請を引き続き行っていくことは重要ですが、神奈川県として東京都と同様に保険料軽減措置を図るべきと思いますが、お考えを伺います。

また、県・市町村の補助金を活用した上乗せについてですが、高齢者の医療の確保に関する 法律第103条は「都道府県・市町村及び後期高齢者広域連合は、後期高齢者医療に要する費 用に対し補助金を交付し、または貸付金を貸し付けることができる」と規定しています。保健 事業や葬祭費への公費助成を想定したもののようでございますが、補助金の使途は限定しておりません。地方自治法第291条は、広域連合が規約に定めれば、加盟する市町村に新たな負担を求めることができる旨を規定しております。現在、国保保険者である市町村は多くが一般 財源から保険料軽減のための繰り入れを行っております。後期高齢者医療制度でも保険料軽減のための施策を行うべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

保険料条例減免について伺います。まずひとつが75歳以上の収入に対する保険料の割合について伺いたいと思います。所得階層別の保険料の割合はどうなっているのでしょうか。保険料の徴収限度額は50万円ですが、賦課限度額を超える人は何人いて、いくら軽減されるのか。陳情では収入の4%を超えないようにしてほしいと言っておりますが、実際はどうか伺います。また、条例減免の内容について伺います。条例減免は市町村で実際の事務を行うわけですが、申請減免制度であり、住民への周知等が必要と考えますが条例減免の周知について伺います。

また、条例減免について一部負担金や徴収猶予について具体的な内容について示されていませんが今後要綱や規約などで決められるのでしょうか。現状での考え方を伺います。また、減免の内容は生活困窮者を対象にするなど実態に合わせて拡充することが必要と考えます。見解を伺います。財源については、先ほども質問しましたように、保険料負担に求めるのではなく市町村からの補助金等に求めるようにすべきではないでしょうか。見解を伺います。

次に資格証明書について伺います。普通徴収の年金月15,000円以下の方が滞納した場合、資格証や短期証の対象者になってしまいます。高齢者から保険証を取り上げることのないよう、広域連合として明確にすべきではないでしょうか。滞納の事由については、十分配慮し、

滞納を理由とした財産等の差押えは行わないように求めるものですが、見解を伺います。

国への要望について伺います。包括医療という、差別医療を行おうとしております。 7.4 歳以下と同じように診療報酬は出来高払いにするよう、国に求めるべきではないでしょうか。また、広域連合として国に要望書として提出している内容について継続的に要望を行うよう求めますが、見解を伺います。

75歳以上のお年寄りを後期高齢者として他の世代から切り離し、際限のない負担増とまともな医療が受けられなくする制度に今不安の声が広がっていると思います。私は今年、個人的なことですが60になりましたけれども、病気らしい病気はしておりませんし、健康診査ぐらいですね。でも、年齢を重ねればどこか具合も悪くなると思います。75歳以上、高齢者だけを分離した制度は世界に例のない制度ではないでしょうか。保険制度というのはみんなで支え合う制度です。医師会が、病気になりがちな高齢者だけの制度は保険ではなく保障制度であるべきで、実施するにしても9割は公費で行われるべきだとしていることに、本当に私は納得できます。政府が全国からの抗議の声に今、4月実施の前から扶養家族の75歳以上の高齢者の保険料を来年4月から一部凍結することなどを決めましたけれども、この問題のある高齢者医療保険制度は実施をやめるべきではないでしょうか。政府に中止を求める考えはないのか伺います。以上について答弁を願います。

#### ○議長(佐藤茂君)

それでは、数多くの質問がございましたけれども、大森事務局長の方からご答弁をお願いい たします。

大森事務局長。

#### ○事務局長(大森寿雄君)

大変多くのご質問をいただきました。順次、なるべく順番に沿いまして回答させていただき たいと思います。

まずはじめに、国の試算と比較した、神奈川県広域連合の保険料についてでございますが、 国の試算では、医療給付費のみを見込み、また、所得水準が全国平均として算出したものです。 実際の保険料は、葬祭費の支給、保健事業に要する費用、財政安定化基金への拠出金、審査支 払い手数料などの額を含めまして、広域連合全体としての需要額から保険料額を算定するため、 国の試算と比較して高い額となります。

# ○議長(佐藤茂君)

長くなるようでしたら着席してご答弁いただいて結構です。

#### ○事務局長 (大森寿雄君)

ありがとうございます。

次に、市町村の国民健康保険の保険料額との比較についてでございますが、国民健康保険料においては世帯ごとの賦課となっていること、市町村により均等割や所得割のほか資産割や世帯割を賦課していること、また、市町村ごとの所得や給付水準の違いがあることなどから、対

象者によっては保険料額が上がる市町村と下がる市町村があり、一概に比較することは困難です。

保健事業の実施による保険料への影響についてでございますが、保険料算定において、医療機関の未受診者など被保険者数の10%程度の方を対象として健康診査を実施する費用について、2か年で15億円を見込んでおります。保険料への影響としましては、被保険者一人あたり平均で年額1,000円程度になります。

調整交付金の内容、仕組みについてでございますが、調整交付金とは、被保険者の所得水準の格差に伴いまして、広域連合間の財政の不均衡を是正するため、その交付額を配分することによって、国が全国の財政調整を行う仕組みです。

このため、全国平均と比較して所得水準の高い神奈川県においては、調整交付金の交付額が 2か年で322億円減額される見込みであり、その分を所得割保険料として被保険者が負担す ることになります。保険料への影響としましては、すべての方が所得割額を負担するわけでは ありませんが、被保険者一人あたり平均で、年額2万1,000円程度となります。

調整交付金にかかる一都三県の広域連合における国への要望の成果についてでございますが、 先ほど高梨議員へご答弁させていただいた他に、制度の早急な周知、標準システムの早期提示 についても要望させていただきました。国からは、11月13日付けでありますが厚生労働省 から広報チラシが配布されてきまして、それを各市町村を通じて配布をしていきたいと考えて おります。標準システムについても順次提示をしていただいておるところでございます。

市町村及び県からの一般財源の繰り入れについてでございますが、財政安定化基金拠出金や 審査支払い手数料などの経費については、政省令に基づく保険料の算定基準により、保険料で 賄うこととされております。これに従い、神奈川県広域連合における保険料算定を行っており、 市町村及び県からの一般財源の繰り入れは考えておりません。

賦課限度額を超える被保険者数等ですが、2か年平均でみますと、2万1,000人程度で 全体の約2.8%となります。また、限度額超過額は199億円となります。

独自の減免制度についてでございますが、減免の最終的な決定は広域連合が行いますが、被保険者からの申請の受付は各市町村で行っていただきます。市町村への減免の内容や基準等の周知につきましては、市町村窓口担当者を対象に各種の研修を実施し、周知を図っていく予定でございます。

また、被保険者への周知につきましては、広域連合ホームページの他、被保険者証や賦課決

定通知書の発送時に同封する小冊子やチラシ資料を通じ、広く制度の周知が図られるよう配慮してまいります。

減免の具体的な実施基準についてでございますが、今後、各市町村と意見交換や調整を綿密 に行いながら、細部の基準について規則などで定めていくことを予定しております。

資格証明書の交付についてでございますが、法令により保険料の納期限から1年間滞納のある方に、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付することが規定されております。

資格証明書の取扱いですが、市町村窓口で相談の機会を確保し、災害、盗難、病気、負傷、 事業の廃止などの特別な事情がある場合、充分に被保険者の状況等を把握したうえで適切な対 応を図ってまいります。

また、滞納を理由とした財産等の差押えにつきましてはご案内のとおり、保険料を徴収する 業務を担当する市町村の対応ということになりますが、資格証同様、適切な対応ができるよう に市町村とよく連携しながら広域連合の考えも伝えてまいりたいと考えております。

診療報酬の見直しにかかる国への要望についてでございますが、現在、国において、診療報酬体系について、審議がされておりますので、我々広域連合としてはその動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、広域連合としての国への継続的な要望でございますが、今後とも一都三県連携を 取りながら必要な都度国への要望をやっていきたいというふうに考えております。

後期高齢者医療制度の見直しにかかる国への要望についてでございますが、一旦平成20年4月からの実施を取りやめるべきだというご意見がございましたけれども、神奈川県広域連合においては、法令に基づき、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に向け、現在鋭意準備を進めているところです。

以上でございます。

#### ○議長(佐藤茂君)

それでは、吉岡議員何かございますか。

#### ○19番議員(吉岡和江君)

先ほどの答弁では、高梨議員での答弁でもありましたけれども、医療部分でいきますと6, 180円ということで、やはり東京都が行っております特別対策を行うことによりまして東京 都は全国平均の所得が高い県という点では初めは保険料が高くなると言っていたんですけれど も現実にはやはり1万円ほど引き下げているという点では、神奈川県でもできないことではな い。ただ、今の答弁ではできないということですのでその点ではとても残念な気がいたします。 あと要望なんですが、東京都の方では大変細かい資料をですね、ホームページに出しており ます。やはりそれについてはぜひ私たちにも示してほしいということを要望したいと思います。 ○議長(佐藤茂君)

議案第18号について、通告のございました質問は、以上ですので、これより討論に移ります。

吉岡和江議員から通告がありましたので、討論を許します。 吉岡和江議員。

#### ○19番議員(吉岡和江君)

それでは、議案第18号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」 の制定について、反対の立場から討論に参加いたします。

昨年自民・公明政権が強行した医療改革法により導入された後期高齢者医療制度が来年4月 から実施されようとしております。

7 5歳以上のお年寄りを後期高齢者として他の世代から切り離し、際限のない負担増を伴う 医療と、まともな医療を受けられなくするこの制度に対し、今多くの不安と怒りの声が上がっ ております。

第1に保険料について、政府はこれまで「全国平均は年7万4,400円、月額6,200円」と説明してきましたが、今回の県広域連合の条例案でも大変高くなっております。そして新保険料は現行の国保料を大幅に超える人も相当に上るのではないかと心配しております。また、東京都、千葉県と比較しても神奈川県の場合均等割額、所得割率とも高い水準になっております。しかも、保険料額は2年ごとに改定され、今後医療給付費の増加に応じて値上げが確実になっていくばかりか、今まで扶養家族だった高齢者を含め月額1万5,000円以上の年金を受給しているすべての年金者から天引きするという情け容赦のない方法が取られます。

第2に従来75歳以上の高齢者が障害者・被爆者と並んで「短期証・資格証を発行してはならない」とされてきたものを、昨年の法改正で高齢者に関わる条文が削除され、保険証の取り上げが可能とされたことです。一つ二つの病気は避けられない高齢者で低年金、無年金の人からも保険証を取り上げるなど命に関わる問題です。

第3に新制度で後期高齢者と74歳以下では診療報酬が別建てとなり、後期高齢者の診療報酬は包括払いが検討され、保険が使える医療に上限を設けようとしていることです。そうなればその範囲でしか保険がきかなくなり、診療回数や薬の量も制限され、医療内容の差別・制限がまかり通ることになります。

高齢者を別建ての医療保険とするのは世界に例がなく、新制度について元厚生労働省老人保健局長が「姥捨て山」というように後期高齢者医療制度は高齢者を邪魔者扱いにし、その命まで削る最悪の制度と言わざるを得ません。

県広域連合の条例案で保険料が高くなっている要因のひとつに国が出す調整交付金が<br />
200

8年度・2009年度の2年間で合計322億円、年平均161億円、40%相当が減額され、 そのため保険料が約2万1,000円上昇を余儀なくされています。

これについて9月12日、一都三県の広域連合長が国に対し、調整交付金を減額することな く、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は別枠で確保することを緊急要望された ように、国の医療給付に対する定率交付は12分の4を確保することを求め続けるとともに、 この間、先ほども述べました東京都のように県広域連合が独自に、市町村が一般財源で補填す るなどの補助金を投入して保険料軽減をすべきではないかと思います。条例案では法定減免の 他、独自減免も盛り込まれましたが生活困窮者を対象とするなど実態に合わせてさらに拡充す ることが必要であり、財源は保険料負担に求めるのではなく国からの調整交付金の確保、県・ 市町村からの補助金などで行うべきです。また、高齢者からの保険証の取り上げは行わないよ う広域連合として明確にすることを求めましたが、残念ながらその点は明確な答弁が得られま せんでした。滞納の理由については、十分に配慮し、滞納を理由とした財産等の差し押さえが 行われないよう求めるものです。未だ県民には後期高齢者医療制度を実施されることも、内容 もほとんど知られていません。県民への周知と広域連合議員の定数の改善、運営協議会に県民 の公募枠を作るなど、広く県民の声を聴く機構が必要です。政府も、後期高齢者医療制度の問 題点が広がるにつけ、全国各地からの抗議の声に押され、一定の見直しをせざるを得なくなり ましたが、扶養家族だった高齢者の6ヶ月間の保険料凍結であり、根本的な見直しではありま せん。制度の当否を含め、全面的な議論をやり直すために後期高齢者医療制度の実施を中止し、 国に対して当制度の撤回・廃止を求め、高齢者が安心してかかれる医療制度を実現するべきで あると思います。

以上で反対討論を終わります。

#### ○議長(佐藤茂君)

議案第18号について、通告のございました討論は以上ですので、これより、本件について 採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、ご賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○議長(佐藤茂君)

多数起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

#### ○議長(佐藤茂君)

次に、日程第8、「陳情第1号から陳情第9号について」を議題といたします。

陳情書につきましては、請願・陳情文書表とともに、既に皆様に配布させていただいておりますが、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

(午後16時01分 休憩)

(午後 16 時 52 分 再開)

# ○議長(佐藤茂君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、「陳情第1号から陳情第9号について」議会運営委員会へ付託いたしましたので、 委員長より報告を求めます。

稲垣稔議会運営委員長。

#### ○議会運営委員会委員長(稲垣稔君)

ただいま議題となりました本件について、議会運営委員会における審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

委員会において採決を行いましたところ、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。 以上で報告を終わります。

#### ○議長(佐藤茂君)

それでは、これより討論に入ります。何かございませんか。 吉岡議員。

#### ○19番議員(吉岡和江君)

ただいま報告されました陳情第1号「高齢者の適切な医療保障を求める陳情」他8件について、否決された陳情に対して反対の立場から討論いたします。先ほど条例の審議の中でも述べましたように国の調整交付金や審査支払手数料、財政安定化基金など事務費負担等が高齢者保険料に上乗せされるしくみで高齢者人口増や医療費が上がれば高齢者の保険料は引き上げられてしまいます。国からの調整交付金の全額補助を求めるとともに、県・市町村からの補助を繰り入れ、保険料の軽減を図るべきであります。208万円の全国平均年金収入の保険料で調整交付金が入らなかった分の独自補助をすれば保険料が減額されます。また、病気になりがちな75歳以上高齢者の別建て医療保険制度にするなど世界に例のない非情な制度になります。年金から天引き、しかも1万5,000円以下の人は普通徴収で、滞納すれば保険証を取り上げられるなど、厚生労働省の元役人も「姥捨て山」と言うように高齢者を邪魔者扱いする制度であります。また、診療報酬も74歳以下を別にし、差別医療まで行おうとしております。

国民健康保険制度でも年収200万円以下が加入者の6割を占めているように、75歳以上の高齢者の法定減免対象者は32.8%、年収200万円以下は81.18%と収入が少ないのが現実です。

今でも介護保険料の値上げ、税金控除の縮小・廃止、医療費の値上げ、年金の引き下げで高齢者の生活は大変厳しくなっております。ある高齢者は「戦後苦しい時代を生きてきた。世の中のために貢献してきたと自負している。若い時は病気らしい病気もしなかった。このままでは、医者にかかりたくてもかかれなくなってしまう。年寄りはいらないということですか」と怒りと寂しさを滲ませた表情で話されたことが思い出されます。生きていて本当によかったといえる医療制度にするためにも、問題の多い制度の見直しと健診事業の無料化等、改善を求める陳情に賛成するものです。否決の委員長報告に反対の立場から討論を終わります。

# ○議長(佐藤茂君)

それでは、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では不採択でありますが、採択をすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって本件は不採択とすることに決定をいたしました。

\_\_\_\_\_

#### ○議長(佐藤茂君)

休憩中に議会運営委員会の委員長から、閉会中継続審査の申出がありました。この際、本件 を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長(佐藤茂君)

ご異議なしと認めます。

よって本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

それでは、日程第9、閉会中継続審査を議題といたします。その件名はただ今配付いたしました、議会運営等についてであります。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会委員長申出のとおり決定すること にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

# ○議長(佐藤茂君)

ご異議なしと認めます。

よって本件は閉会中継続審査とすることに決定をいたしました。

この際お諮りいたします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

#### ○議長(佐藤茂君)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに 決定いたしました。

以上をもちまして、臨時会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。

# ○議長(佐藤茂君)

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。 石渡広域連合長。

### ○広域連合長(石渡徳一君)

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の臨時会におきましては、後期高齢者医療に関する条例につきまして、ご審議いただき、 原案どおり議決を賜りましたことを、まずもって、お礼申し上げます。

ただいま、ご議決いただきました後期高齢者医療に関する条例に基づきまして、市町村と連携を図りながら、来年4月からの制度実施に向けまして、本日、皆様より頂戴いたしましたご意見を踏まえ、準備に万全を期するとともに、制度の広報にも力を入れ、スムーズに新制度に移行できるように対応してまいります。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第であります。

議員皆様方におかれましては、十分健康にご留意くださいますようお願い申し上げまして、 閉会のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

\_\_\_\_\_

# ○議長(佐藤茂君) どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後5時00分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

 議
 長
 佐
 藤
 茂

 議
 員
 山
 原
 栄
 一

 同
 山
 下
 薫